

[事案 2019-211] 転換契約無効請求

・令和2年5月14日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、一部転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和62年9月に契約した終身保険について、平成29年9月に医療保険に一部転換したが、以下の理由により、一部転換を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 転換前契約の死亡保険金が半額になることや、医療保険に転換されるという説明は聞いていない。
- (2) 本契約の提案書や、その中に記載されている「契約一部転換制度のおすすめ」の箇所も読んでいないため、転換の内容を誤解していた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が申立人宅で説明した際、5通りの提案書を提示したところ、申立人が本契約を選んだので、本契約の提案書に沿って、一部転換の内容、転換価格、積立金について説明した。また、一部転換によって死亡保険金が半額になることも繰り返し説明した。
- (2) 一部転換の説明は、慎重を期すために営業所長が同席して行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、不適切な募集行為があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。